

概要版

第5次 吉田町男女共同参画プラン

令和7年度～令和10年度

住民一人ひとりが多様性を認め合い、
公正で、ともにいきいきと暮らせるまち

全ての人が自らの主体的な意思によっていきいきと活動するためには、男女の人権を尊重し、責任を分かち合い、自らの能力や個性を発揮できる社会を築いていく必要があります。性別にとらわれず、多様な価値観を尊重し合うことが重要です。住民一人ひとりが多様性を認め合い、ともに支え合い、公正でいきいきと暮らせる社会を形成し、「ジェンダー公正」の意識を高めるための施策を推進していきます。



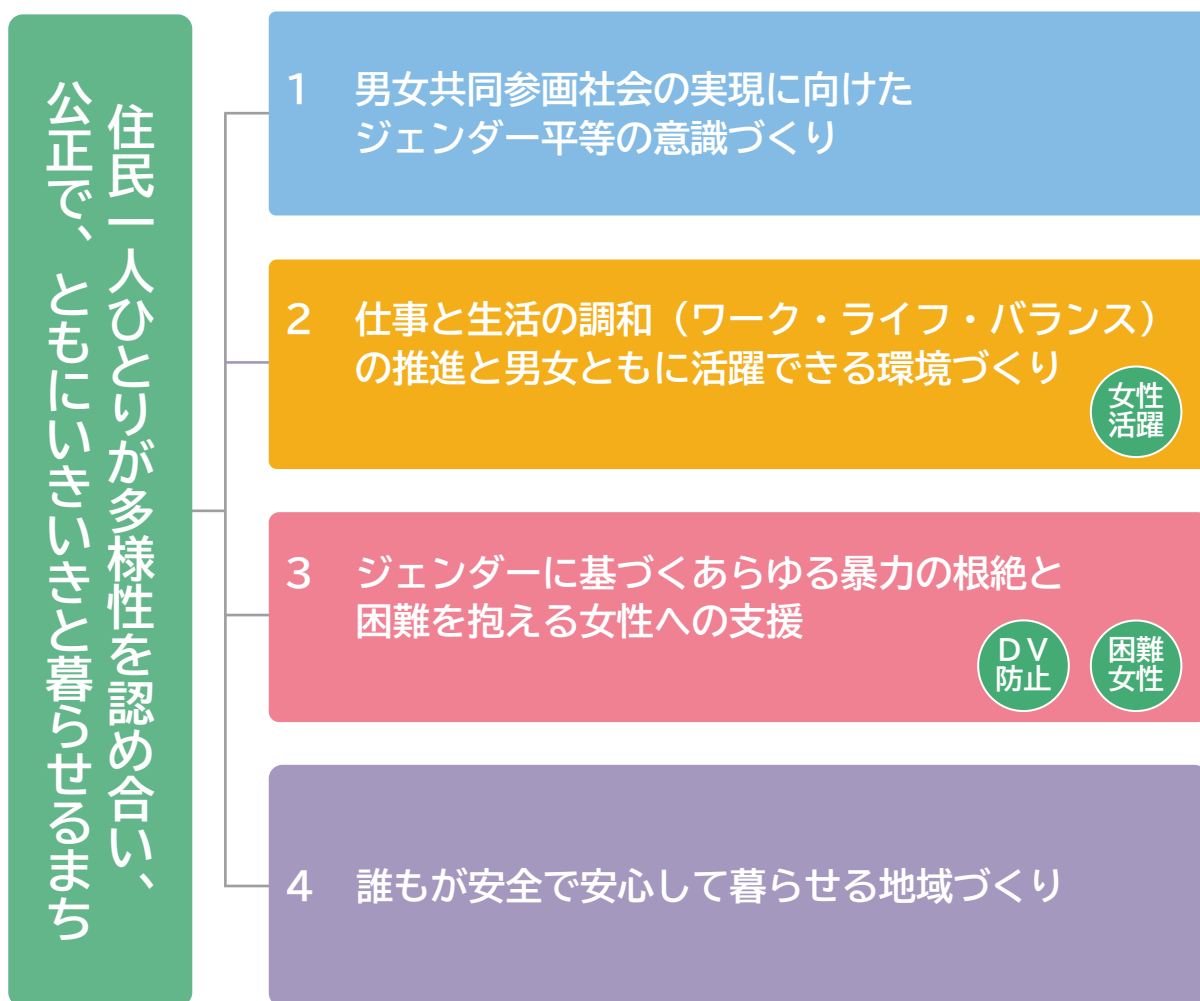
令和7年3月
吉田町

1 プラン策定の趣旨

国では平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、それに基づく「男女共同参画基本計画」が策定されています。これまでに「男女共同参画基本計画(第1次～第4次)」が策定され、令和2年には「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」を策定し、施策の総合的・計画的な推進を図っています。

本町においても平成17年度に「吉田町男女共同参画プラン」を策定し、適宜見直しを行いながら取組を推進してきました。この度、「第4次吉田町男女共同参画プラン」が令和6年度をもって終了することから、引き続き男女共同参画社会の実現に向けて、行政、住民、企業等が一体的に男女共同参画を推進するため、「第5次吉田町男女共同参画プラン」(以下「本プラン」という。)を策定しました。

3 計画の体系



…女性活躍推進法関連



…DV防止法関連



…困難女性支援法関連

2 プランの位置付け

本プランは、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定されている市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画であり、国の「男女共同参画基本計画」、静岡県の「静岡県男女共同参画基本計画」を勘案して策定したものです。さらに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく本町の推進計画及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）の市町村基本計画を含めています。

本町における「男女共同参画社会の形成」は、「第6次吉田町総合計画」の「多様な人々が快適に暮らせるまちづくり」の施策の1つであり、「第3期吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「吉田町人口ビジョン」との整合を図り、関連計画との連携を図りながら、推進していくものです。

- (1) 学校教育における人権尊重・ジェンダー平等の教育の推進
- (2) 子育てや教育に携わる者への男女共同参画に関する教育・学習の推進
- (3) あらゆる世代における人権尊重・男女共同参画意識の啓発
- (4) 性の多様性に関する理解の促進

- (1) ジェンダー平等の雇用環境の創出
- (2) 女性のキャリア形成促進による女性活躍の実現
- (3) 男性が家事・育児・介護へ参画できる環境の整備

- (1) DV、ハラスメント等の防止と被害者への支援の充実
- (2) 困難に直面する女性に対する支援の充実
- (3) ひとり親家庭等に対する支援の充実

- (1) 性差・年代に応じた心身の健康づくりの促進
- (2) 性と生殖に関する健康・権利の理解と尊重
- (3) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進
- (4) 地域における男女共同参画推進の基盤づくり
- (5) 男女共同参画の視点に立った防災の推進

基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けたジェンダー平等の意識づくり

学校教育において、人権尊重とジェンダー平等の教育を推進するとともに、子育てや教育に携わる人々には、男女共同参画に関する教育と学習を実施し、意識を高めます。また、あらゆる世代に対し、人権尊重と男女共同参画、性の多様性に関する啓発や理解の促進を図ります。

(1) 学校教育における人権尊重・ジェンダー平等の教育の推進

- ①教科指導や特別活動などにおけるジェンダー平等を推進する教育の充実
- ②男女共同参画の視点に立った、多様な選択を可能にするキャリア教育の充実



(2) 子育てや教育に携わる者への男女共同参画に関する教育・学習の推進

- ①子どもたちが健やかに成長できるための家庭や地域における環境づくりの支援
- ②教育機関や企業を対象とした、男女共同参画に関する学習機会の提供

(3) あらゆる世代における人権尊重・男女共同参画意識の啓発

- ①講座や講演会等の開催による人権尊重や男女共同参画に関する学習機会の充実
- ②広報誌やホームページ等における男女共同参画の啓発・情報提供の充実

(4) 性の多様性に関する理解の促進

- ①性の多様性に関する理解促進のための啓発・情報提供の充実
- ②学校における性の多様性に関する教育の充実

指標	中学生における固定的性別役割分担意識にとらわれない生徒の割合	現状<令和5年度> 59.2%	目標<令和10年度> 70%
	子育て世帯向けセミナーの満足度	現状<令和5年度> —	目標<令和10年度> 90%
	人権啓発活動（人権教育講演会）の理解度	現状<令和5年度> 88.6%	目標<令和10年度> 90%
	男女共同参画や性の多様性に関する情報発信回数	現状<令和5年度> 2回/年	目標<令和10年度> 3回/年

※当該年度の実績値がないものについては、「—」と表記しています。

基本目標2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進と男女ともに活躍できる環境づくり

ジェンダー平等な雇用環境、女性のキャリア形成の支援、男性の家事、育児、介護への参画促進により、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進します。

（１）ジェンダー平等の雇用環境の創出

- ①雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する意識の啓発
- ②「男女共同参画社会づくり宣言」事業所の普及促進
- ③多様で柔軟な働き方の実現に向けた企業の取組の促進



（２）女性のキャリア形成促進による女性活躍の実現

- ①女性の就業に関する支援の充実
- ②女性の能力向上のための研修機会の充実
- ③女性管理職の登用にに向けた意識啓発の促進
- ④多様なニーズに対応した保育サービスの整備や放課後児童対策の充実

（３）男性が家事・育児・介護へ参画できる環境の整備

- ①男性の家事・育児・介護能力向上の学習機会の充実
- ②男性の育児休業・介護休業取得の促進
- ③家庭における対等な協力関係意識の啓発
- ④町職員の仕事と家庭を両立できる環境の整備



指標	静岡県男女共同参画社会づくり宣言事業所登録件数（累計）	現状＜令和５年度＞ 20 件	目標＜令和10年度＞ 24 件
	企業向けセミナー参加企業の満足度	現状＜令和５年度＞ —	目標＜令和10年度＞ 90 %
	家族介護交流会・家族介護教室の男性参加者数	現状＜令和５年度＞ 9 人／年	目標＜令和10年度＞ 14 人／年

※当該年度の実績値がないものについては、「—」と表記しています。

基本目標3 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶と 困難を抱える女性への支援

DVやハラスメント等を防止するとともに、被害者への支援体制を強化させます。
さらに、困難に直面する女性やひとり親家庭等への支援を充実し、生活の質の向上を図ります。

(1) DV、ハラスメント等の防止と被害者への支援の充実

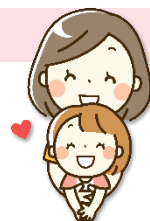
- ①暴力根絶のための広報啓発活動の推進
- ②職場におけるハラスメント（セクハラ、マタハラ等）防止意識の啓発
- ③DV、ハラスメント等に関する被害者への相談体制の充実

(2) 困難に直面する女性に対する支援の充実

- ①ワンストップ相談窓口による相談機能の充実
- ②相談窓口活用のための意識啓発
- ③介護保険サービス・介護予防事業の充実及び利用促進

(3) ひとり親家庭等に対する支援の充実

- ①子育て家庭の心身の安定を図るための支援サービスの充実
- ②ひとり親家庭等に対する就業支援



指標	ドメスティック・バイオレンス防止のための啓発活動回数	現状＜令和5年度＞ 3 回／年	目標＜令和10年度＞ 3 回／年
	ワンストップ相談窓口での相談対応率	現状＜令和5年度＞ 100 %	目標＜令和10年度＞ 100 %
	ファミリー・サポート・センターのサポート会員数（累計）	現状＜令和5年度＞ 31 人	目標＜令和10年度＞ 40 人

基本目標4 誰もが安全で安心して暮らせる地域づくり

性差や年代に応じた心身の健康をサポートするとともに、性と生殖に関する健康と権利についての理解を促進します。政策や方針決定の場における女性の積極的な参画を進め、地域での男女共同参画を支える基盤を整えます。

また、ジェンダー平等の視点を取り入れた防災対策を推進します。

(1) 性差・年代に応じた心身の健康づくりの促進

- ①健康診査や健康教育、相談などによる健康維持の促進
- ②性差に応じた仕事と健康を両立できる環境の促進

(2) 性と生殖に関する健康・権利の理解と尊重

- ①母子の健康の保持や増進と妊娠中から子育てまでの切れ目のない支援の実施
- ②女性の性と生殖に関する自己決定権の支援の充実

(3) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進

- ①自治会や地域活動において、女性がリーダー的役割を担うことができる環境づくりの支援
- ②審議会等における女性委員の積極的な登用



(4) 地域における男女共同参画推進の基盤づくり

- ①子育てに関する相談や交流の場の提供など地域における子育て支援の充実
- ②地域における男女共同参画事例等の情報提供の充実

(5) 男女共同参画の視点に立った防災の推進

- ①地域防災拠点への女性の参画拡大
- ②性別や多様性に配慮した避難所設営、救援物資等防災体制整備の促進
- ③自主防災組織等での女性を対象にした研修会の開催

指標	ヘルスアップ教室の開催回数	現状<令和5年度> 10 回/年	目標<令和10年度> 11 回/年
	1歳6か月健診で継続支援が必要とされた者への支援実施割合	現状<令和5年度> 100 %	目標<令和10年度> 100 %
	地域の各種委員や団体役員に占める女性の割合	現状<令和5年度> 40.3 %	目標<令和10年度> 42.2 %
	子育て支援センターの利用者数	現状<令和5年度> 7,864 人/年	目標<令和10年度> 9,000 人/年
	地域防災指導員や消防団員に占める女性の割合	現状<令和5年度> 10 %	目標<令和10年度> 14 %

男女共同参画のためのインフォメーション（令和7年3月時点）

国

問合せ内容	相談窓口	電話番号等
配偶者等からの暴力に関する事	DV相談ナビ	#8008 ※一部のIP電話等からはつながりません。
	DV相談+（プラス）	0120-279-889 チャットによる相談対応も行っています。
困難な問題を抱える女性の様々な悩みに関する事	女性相談支援センター （全国共通短縮ダイヤル）	#8778 ※電話を掛けた都道府県の女性相談支援センターの相談窓口につながります。 ※一部のIP電話等からはつながりません。
配偶者等からの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメントなど女性を巡る人権問題に関する事	女性の人権ホットライン	0570-070-810 月～金 8:30～17:15（祝日除く）
差別や虐待、ハラスメントなど様々な人権問題に関する事	みんなの人権110番	0570-003-110 月～金 8:30～17:15（祝日除く）

静岡県

問合せ内容	相談窓口	電話番号等
男女共同参画に関する苦情・相談	県男女共同参画課	054-221-3363
夫やパートナーとの関係、子どもや家族を巡る悩みや苦しみに関すること	あざれあ女性相談	054-272-7879 月・火・金 11:00～16:00 水曜日 15:00～20:00 第2土曜日 13:00～18:00 （祝日、お盆、年末年始除く）
	しずおか女性相談チャット	チャットによる相談 月～金 14:00～20:00 （祝日、お盆、年末年始除く）
女性の様々な悩み、配偶者等からの暴力などに関する事	女性相談支援センター	054-286-9217 9:00～20:00（祝日、年末年始除く）
男性の生き方、家庭の問題、仕事や健康の悩みなどに関する事	あざれあ男性相談	054-272-7880 毎月第1・3土曜日 13:00～17:00

吉田町

問合せ内容	相談窓口	電話番号等
高齢者福祉、社会福祉に関する事	福祉課	直通電話 0548-33-2104・2105 E-mail fukushi@town.yoshida.shizuoka.jp
健康に関する事	健康づくり課	直通電話 0548-32-7000 E-mail kenkou@town.yoshida.shizuoka.jp
保育サービスに関する事	こども未来課	直通電話 0548-33-2153
配偶者等からの暴力に関する事		E-mail kodomo@town.yoshida.shizuoka.jp
就職・退職に関する事	産業課	直通電話 0548-33-2122 E-mail sangyou@town.yoshida.shizuoka.jp
その他男女共同参画社会全般に関する事	企画課	直通電話 0548-33-2136 E-mail kikaku@town.yoshida.shizuoka.jp

第5次吉田町男女共同参画プラン（概要版）

令和7年3月

発行：吉田町役場

編集：吉田町役場 企画課

〒421-0395 静岡県榛原郡吉田町住吉 87 番地

T E L : 0548-33-2136 F A X : 0548-33-2162

E-mail : kikaku@town.yoshida.shizuoka.jp



“ぎゅっと”なまち よしだ